

新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集（様式）（法人用）

1. 法人名
一般社団法人新経済連盟
2. 担当部署
政策部マネージャー
3. 担当者名
小木曾 稔
4. 所在地
〒107-0052 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー8階 N811
5. 担当者電話番号
050-5835-0770
6. ニーズ
① サービスの概要
VRサービスその1 遠隔にある空間を仮想現実空間として体感できるサービス
② サービスの具体的内容（以下の点を含めて御説明ください）
<ul style="list-style-type: none"> i 電子計算機によってどのような情報処理を行い、どのような情報をその結果として提供するのか ii どのような種類の著作物を利用するのか iii 情報処理の結果の提供の際、そのサービスの目的との関係で、どのような理由から、著作物そのものを提供する必要があるか iv 情報処理の結果の提供の際、どのような形で著作物の提示等を行うことが想定されているか（表示する著作物の量等）
○利用者が自らドローン、ロボット、通信デバイス等を使用して、それらが撮影した情報を、利用者に対して種々のデバイスを通じて配信。病気の方、高齢者、障害者等の疑似観光体験目的や不動産物件の内覧等の目的、都市計画作成等のための事前調査の目的などが考えられる。
○遠隔地の映像、情報、音声。観光地、街中、学校など、利用状況により、関係する著作物の種類はいろいろなものが考えられる。
○目的に沿った形で必要最小限の表示。街中などの情報は表示量を限定も検討。
③ サービスが新たな第47条の5第1項第1号又は第2号に該当しないと考えられる理由
検索機能・情報解析なし
④ サービスが「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」に該当すると考える理由
心身上の理由や距離的制約等の理由によりその場に行き実際に移動することが難しいために体験や必要な情報を収集することが困難な場合に、場所を移動しなくても可能となる。

新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集（様式）（法人用）

1. 法人名
一般社団法人新経済連盟
2. 担当部署
政策部マネージャー
3. 担当者名
小木曾 稔
4. 所在地
〒107-0052 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー8階 N811
5. 担当者電話番号
050-5835-0770
6. ニーズ
⑤ サービスの概要
VRサービス② 過去の特定の空間を迫体験できる仮想現実サービス
②サービスの具体的内容（以下の点を含めて御説明ください）
<ul style="list-style-type: none"> i 電子計算機によってどのような情報処理を行い、どのような情報をその結果として提供するのか ii どのような種類の著作物を利用するのか iii 情報処理の結果の提供の際、そのサービスの目的との関係で、どのような理由から、著作物そのものを提供する必要があるか iv 情報処理の結果の提供の際、どのような形で著作物の提示等を行うことが想定されているか（表示する著作物の量等）
○過去の歴史的な現場を過去の写真、映像等をもとに再現し、VR体験できるようにする。
○戦後の焼け野原、東京オリンピックの現場、東日本大震災などの歴史的な過去の映像、写真、音声
○映写時間を限定したり解像度を調整する。
③サービスが新たな第47条の5第1項第1号又は第2号に該当しないと考えられる理由
検索機能・情報解析なし
④サービスが「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」に該当すると考える理由
実際に体感できるものとして、歴史教育、災害教育等の質を向上させ効果を高めることができる。

新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集（様式）（法人用）

1. 法人名
一般社団法人新経済連盟
2. 担当部署
政策部マネージャー
3. 担当者名
小木曾 稔
4. 所在地
〒107-0052 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー8階 N811
5. 担当者電話番号
050-5835-0770
6. ニーズ
① サービスの概要
ARサービス SNS等と連動して現実の空間に情報を付加するサービス
② サービスの具体的内容（以下の点を含めて御説明ください）
<ul style="list-style-type: none"> i 電子計算機によってどのような情報処理を行い、どのような情報をその結果として提供するのか ii どのような種類の著作物を利用するのか iii 情報処理の結果の提供の際、そのサービスの目的との関係で、どのような理由から、著作物そのものを提供する必要があるか iv 情報処理の結果の提供の際、どのような形で著作物の提示等を行うことが想定されているか（表示する著作物の量等）
○利用者の保有装着する電子デバイス(眼鏡等)において、現実目に見える空間情報だけでなく、付加的に情報が追加されて表示されるようにする。
○SNSと連動して、会話相手のパーソナル情報や、店舗等を撮影したSNS上の投稿写真、SNS上での商品関連情報など
○ユーザーが別の方法で検索すれば得られるものを電子デバイスで提供
② サービスが新たな第47条の5第1項第1号又は第2号に該当しないと考えられる理由
検索機能・情報解析なし
③ サービスが「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」に該当すると考える理由
利用者は、インターネットで自ら検索することなく、見えた人や物のあらゆる情報を自動で得る事が可能となり、即時にいろんな情報を獲得することで今までにない体験をできるようになる

新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集（様式）（法人用）

1. 法人名
一般社団法人新経済連盟
2. 担当部署
政策部マネージャー
3. 担当者名
小木曾 稔
4. 所在地
〒107-0052 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー8階 N811
5. 担当者電話番号
050-5835-0770
6. ニーズ
① サービスの概要
音声による読み上げサービス AIスピーカー等を活用した文字情報の音声化
② サービスの具体的な内容（以下の点を含めて御説明ください）
<ul style="list-style-type: none"> i 電子計算機によってどのような情報処理を行い、どのような情報をその結果として提供するのか ii どのような種類の著作物を利用するのか iii 情報処理の結果の提供の際、そのサービスの目的との関係で、どのような理由から、著作物そのものを提供する必要があるか iv 情報処理の結果の提供の際、どのような形で著作物の提示等を行うことが想定されているか（表示する著作物の量等）
○利用者が所有する書籍雑誌などをAIスピーカーなどで読み上げるサービス
○すでに利用者が所有しているものの文字情報を機械に読ませて本人等が享受する
④ サービスが新たな第47条の5第1項第1号又は第2号に該当しないと考えられる理由
特定のを対象とし、情報解析はなし
⑤ サービスが「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」に該当すると考える理由
購入したコンテンツへのアクセス方法の拡大による利用者ニーズへの対応に資する 視覚障害者対策に資する

新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集（様式）（法人用）

1. 法人名
一般社団法人新経済連盟
2. 担当部署
政策部マネージャー
3. 担当者名
小木曾 稔
4. 所在地
〒107-0052 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー8階 N811
5. 担当者電話番号
050-5835-0770
6. ニーズ
① サービスの概要
案内等の多言語化翻訳サービス
② サービスの具体的内容（以下の点を含めて御説明ください）
<ul style="list-style-type: none"> i 電子計算機によってどのような情報処理を行い、どのような情報をその結果として提供するのか ii どのような種類の著作物を利用するのか iii 情報処理の結果の提供の際、そのサービスの目的との関係で、どのような理由から、著作物そのものを提供する必要があるか iv 情報処理の結果の提供の際、どのような形で著作物の提示等を行うことが想定されているか（表示する著作物の量等）
<p>○観光地域での案内の多言語化を進めるため、観光地の屋内外の看板や案内図、ポスター等を、携帯端末のカメラで映すと自動的に翻訳が表示されるサービス。</p> <p>○翻訳内容を伝えるのに必要な範囲で、もとの案内等の情報を活用</p>
② サービスが新たな第47条の5第1項第1号又は第2号に該当しないと考えられる理由
検索機能は伴わず、情報解析も行わない。
③ サービスが「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」に該当すると考える理由
案内標識等の多言語化の促進を通じて観光立国の達成に資する

新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集（様式）（法人用）

1. 法人名
一般社団法人新経済連盟
2. 担当部署
政策部マネージャー
3. 担当者名
小木曾 稔
4. 所在地
〒107-0052 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー8階 N811
5. 担当者電話番号
050-5835-0770
6. ニーズ
① サービスの概要
メディア変換サービス・フォーマット変換
② サービスの具体的内容（以下の点を含めて御説明ください）
<ul style="list-style-type: none"> i 電子計算機によってどのような情報処理を行い、どのような情報をその結果として提供するのか ii どのような種類の著作物を利用するのか iii 情報処理の結果の提供の際、そのサービスの目的との関係で、どのような理由から、著作物そのものを提供する必要があるか iv 情報処理の結果の提供の際、どのような形で著作物の提示等を行うことが想定されているか（表示する著作物の量等）
○利用者が、自分が取得したコンテンツについて、メディアやデバイスに依存しない形でコンテンツを利用できるようにするためにフォーマットを変換する。
② サービスが新たな第47条の5第1項第1号又は第2号に該当しないと考えられる理由
検索機能・情報解析なし
④ サービスが「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」に該当すると考える理由
デバイスに依存しない、事業者のニーズに即したコンテンツ利用の促進